

2009年3月26日

地域サッカー協会理事長 各位  
都道府県サッカー協会専務理事 各位  
（社）日本プロサッカーリーグ 事務局長 様  
各種連盟 御中

（財）日本サッカー協会審判部

#### ネックウォーマーの着用について

別紙のとおり、ネックウォーマーの着用は危険であるので、的確に対応するよう、審判員および審判関係者あて通達したのでお知らせいたします。

競技者の着用が認められた場合、装身具等の着用時と同様、取り外すよう指示されることとなります。

各協会、連盟などで、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるよう、よろしく願いいたします。

別紙

審0903-M0034

2009年3月26日

1級および女子1級審判員 各位

(財)日本サッカー協会審判委員会

委員長 松崎 康弘

#### ネックウォーマーの着用について

2009年Jリーグが開幕しましたが、低温の気象条件下の試合において、競技者がネックウォーマーを着用したまま試合に出場するケースが散見されました。

ネックウォーマーは、首の周辺にルーズに着用するため、手や、またGKについてはセービングの際に他の競技者の足に引っ掛かったりして、首を絞める可能性があり、危険であるので、着用を認めるべきでないと判断します。

競技者の用具のチェックは、相手競技者の安全を脅かすタックルや手や腕の不正使用等に対する毅然たる対応、出血した負傷者の対応と同等に競技者の安全を確保するために重要な事項です。主審のみならず、副審、第4の審判員は相互に協力し、的確な対応を取るようお願いいたします。

写し送付先： (財)日本サッカー協会審判委員会委員 各位  
地域サッカー協会審判委員会委員長 各位  
都道府県サッカー協会審判委員会委員長 各位  
S級および1級審判インストラクター 各位